

「都立公園のスポーツ施設におけるキャッシュレス決済事業」に係る 決済事業者募集要領

東京都（以下「甲」という。）では、「都立公園のスポーツ施設におけるキャッシュレス決済事業」を実施するにあたり、本事業の協力者（以下「乙」という。）を以下の要領で募集します。

I 事業の概要

1 事業の目的

本事業は、都立公園のスポーツ施設において、甲が選定した乙が、クレジットカード、電子マネー及びQRコード（以下「キャッシュレス決済」という。）の導入及び収納等に係る事業を適切に実施することで、効率的で利便性の高い行政サービスを提供することを目的とします。

2 決済事業の内容

別紙「仕様書」のとおり

なお、キャッシュレス決済サービスは下記3種類を導入します。

- (1) クレジットカード決済
- (2) 電子マネー決済
- (3) QRコード決済

3 実施期間（予定）

協定書締結の日の翌日から令和12年3月31日までの支払手続完了分に係る立替払金の払込完了日まで（決済サービスの運用開始は令和8年4月1日から）

4 スポーツ施設の年間使用料（全施設合計令和6年度実績）

総額 約 664百万円

うち、キャッシュレス決済分

- (1) クレジットカード

約 83百万円

- (2) 電子マネー

約 20百万円

- (3) QRコード

約 143百万円

II 応募に当たっての条件

次の1～3に掲げる全ての事項を満たすものとします。

- 1 安定的な経営基盤を有していること。
- 2 事業の実施能力を有する者であること。
- 3 次のすべての項目を満たすこと。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。

- (3) 東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 東京都契約関係暴力団対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中でないこと。

III 選定のスケジュール

次の日程で選定を行います。

- 1 公募開始
令和 7 年 7 月 18 日（金曜日）
- 2 応募届の受付
令和 7 年 7 月 18 日（金曜日）から同年 8 月 1 日（金曜日）午後 5 時まで
- 3 質問の受付
令和 7 年 7 月 18 日（金曜日）から同年 8 月 1 日（金曜日）午後 5 時まで
- 4 上記質問に対する回答
令和 7 年 8 月 6 日（水曜日）までに順次回答（予定）
- 5 辞退届の受付
令和 7 年 7 月 18 日（金曜日）から同年 8 月 12 日（火曜日）午後 5 時まで
- 6 企画提案書、誓約書、業務実績書及び財務情報が分かる書類の受付
令和 7 年 7 月 18 日（金曜日）から同年 8 月 18 日（月曜日）午後 5 時まで
- 7 書類審査（一次審査）を実施、結果を応募者全員に通知
令和 7 年 9 月上旬（予定）
- 8 書類審査通過者によるプレゼンテーション及びヒアリング（二次審査）
令和 7 年 9 月中旬（予定）
- 9 決済事業者の選定
令和 7 年 9 月中旬（予定）

IV 応募方法

- 1 提出書類
本事業に応募するときは、以下の書類を提出してください。
 - (1) 企画提案書（任意様式）
 - (2) 応募（辞退）届（様式 1）
 - (3) 誓約書（様式 2）
 - (4) 費用明細（様式 3）
 - (5) 業務実績書（様式 4）
 - (6) 財務情報が分かる書類（以下①～⑤）
 - ① 定款、寄付行為又はこれに類するもの
 - ② 貸借対照表及び損益計算書（直近 3 事業年度分）
 - ③ 法人登記簿謄本
 - ④ 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税（納税証明書「その 3」または

「その3の3」で提出)、本店所在地の市町村民税(東京都の場合は法人都市民税及び法人事業税)直近3事業年度分)

⑤税務申告書一式の写し(法人税申告書または所得税申告書(別表含む)について、直近3事業年度分)

2 企画提案書等提出

企画提案書の様式は任意であり、作成サイズはA4版(タテ・ヨコどちらでも可)とします。A3版の資料については、折りたたむか、文字がつぶれない範囲で縮小してください。

次の内容に沿って、企画提案書を作成してください。その他、事業者独自の取組があれば、自由に提案してください。

(1) 利用者の利便性

- ・対応するキャッシュレス決済種別(クレジットカード、電子マネー、QRコード)のブランド一覧
- ・対応する決済ブランドのユーザー数やシェア率等
- ・紛失・盗難カードの不正使用に対する、防止対策及び補償制度

(2) 情報セキュリティ及び個人情報保護の取組み

- ・情報セキュリティ及び個人情報保護に対する具体的な取組

(3) 入金及び入金情報

- ・甲の負担軽減策
- ・入金時期、入金サイクル
- ・提供可能な入金情報の内容(明細書サンプル等の添付でも可。)
- ・管理画面サービスの内容
- ・決済サービス毎の入金の取消方法(取消処理ができない決済方法、ブランドやケースについては、明示すること。)

(4) 決済端末

- ・操作性及び機能性(基本的な性能及び取扱方法、保証期間、通信環境等)

(5) スケジュール及びサポート体制

- ・導入までのスケジュール
- ・導入時のサポート体制(決済端末等の操作研修・マニュアル等)
- ・導入後のサポート体制(問合せ・障害発生時の対応等)

(6) 提案者の優位性、特筆できる提案

- ・上記のほか、事業者の独自の提案

3 提出書類の受付期限

提出書類については、以下の期限までに提出してください。期限を過ぎた場合は受け付けません。

(1) 応募届

令和7年8月1日(金曜日)午後5時まで

(2) 辞退届

令和7年8月12日(火曜日)午後5時まで

(3) 企画提案書、誓約書、費用明細、業務実績書及び財務情報が分かる書類

令和7年8月18日(月曜日)午後5時まで

4 提出方法

上記1の書類について、企画提案書は8部、応募届等その他の書類は1部を以下まで、電話で事前連絡の上郵送又は持参してください。また、書類一式について電子データの入ったCD-Rも1枚提出してください（メールによる提出も可）。

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎5階北

東京都建設局公園緑地部公園課（公園企画担当）

（代表電話）03-5321-1111（都庁内線）41-261

（直通電話）03-5320-5376

なお、受付時間は平日の午前9時から午後5時までとします。

※メールでの提出方法

- ・Eメールに書類一式の電子データを添付し、「Ⅶ 連絡先」に記載のEメールアドレス宛てに送付してください。
- ・メールの件名は次のとおりとしてください。

【キャッシュレス決済事業書類提出】（6桁の送信年月日）（応募者名）

（例）【キャッシュレス決済事業書類提出】（250801）（〇〇株式会社）

5 応募後の取扱い

- (1) 提出書類は、返却、引換え、変更、加除修正、取消しをすることができないものとします。
- (2) 提出書類は、企画提案の選定以外には無断で使用しません。
- (3) 提出書類は、選定作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (4) 乙と協定を締結した後は、乙の提出書類を関係者に供するものとします。

6 質問

本募集要領及び提出書類に関して質問がある場合は、別に定める質問書（様式5）により、次のとおり受け付けます。

なお、応募届を提出し、応募の意思を表明した者のみ質問を受け付けます。

(1) 質問受付期間

令和7年7月18日（金曜日）から同年8月1日（金曜日）午後5時まで

(2) 質問方法

Eメールに質問書を添付し、「Ⅶ 連絡先」に記載のEメールアドレス宛てに送付してください。

メールの件名は次のとおりとしてください。

【キャッシュレス決済事業質問】（6桁の送信年月日）（応募者名）

（例）【キャッシュレス決済事業質問】（250722）（〇〇株式会社）

(3) 質問に対する回答

応募者全員に対して、Eメールにて回答を送付します。

(4) 注意事項

質問受付期間外の質問及び提出の際のルールに即していない質問は受け付けないことがあります。また、電話や来訪による質問は受け付けません。

V 提案書の審査及び乙の選定

1 審査方法

- (1) 「都立公園のスポーツ施設におけるキャッシュレス決済事業に係る決済事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）」を構成し審査を行います。
- (2) 審査については、書類による審査（一次審査）と、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査（二次審査）とします。
- (3) 書類審査に当たって応募書類に不明な点があった場合は、甲から事前に個別に質問することがあります。
- (4) 一次審査及び二次審査共に、別紙の評価基準に基づき総合的に審査します。
- (5) 書類審査の上位3者程度を対象に二次審査を実施します。
- (6) 審査の結果、二次審査で最も評価が高かった応募者を本事業の決済事業者として内定します。

2 プレゼンテーション及びヒアリング（二次審査）

提出された企画提案書等に基づき、下記のとおり応募者によるプレゼンテーション及び委員会によるヒアリングを行います。詳細については別途一次審査通過者宛てに通知します。

- (1) 日時
令和7年9月中旬（予定）
- (2) 場所
東京都庁舎内会議室
- (3) 出席者及び所要時間
5名以内で、20分程度（説明10分間、質疑応答10分間）とする。
- (4) プレゼンテーション方法
ア 提出した企画提案書を用いてプレゼンテーションしてください。
イ 端末を使用する場合は、各自で持ち込んでください。ディスプレイは甲側で用意します。その他希望がある場合は申し出てください。

3 審査の考え方

別紙「都立公園のスポーツ施設におけるキャッシュレス決済事業企画提案書評価基準」のとおり。

4 指定納付受託者

甲は、乙を地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の「指定納付受託者」に指定します。なお、複数の主体が納付事務に関わる場合においては、当該決済手続において歳入等を納付しようとする者から納付の委託を直接受けることになる者を指定納付受託者として指定します。

5 協定・契約の締結

乙は、甲が用意する次に掲げるすべての事項を含む協定を甲と締結するものとします（協定書は、乙に決定した者に提示します）。その上で、キャッシュレス決済サービスに係る加盟店契約を締結するものとします。

- (1) 実施計画に関すること
- (2) 運営体制、役割分担及び費用分担に関すること
- (3) 請求方法や支払方法に関すること
- (4) 地方自治法第231条の2の5第1項に規定する「指定する日」に関すること
- (5) 乙による信用照会に関すること

- (6) 乙から甲への歳入等の納付の遅延に関する事
- (7) 甲から乙への手数料の支払いに関する事
- (8) 乙から甲への収納金明細や手数料金額等の報告に関する事
- (9) 乙による帳簿書類の保存に関する事
- (10) 安全管理や個人情報の保護に関する事
- (11) 秘密保持に関する事
- (12) 誓約書の遵守に関する事
- (13) 事業の中止及び協定の解除に関する事
- (14) 損害賠償及び損失補償に関する事

VI 注意事項

- 1 提出書類は一切返却を行いません。また、提出書類は、甲の定める保存期間終了後、適切に廃棄処分します。
- 2 応募に係る費用は応募者による負担とし、甲はいかなる費用も負担しません。
- 3 提出書類を作成するに当たり、甲から提供した資料は、公表されているものを除き、第三者への開示、転載、掲載を禁止します。また、当該資料は、公表されているものを除き、提出の際甲へ返却するものとします。
- 4 提案が採用された場合、甲と綿密な連絡・調整を行い、本事業の目的を十分反映するものとします。なお、採用された提案について、甲は決済事業者と協議の上、その一部を修正することができるものとします。
- 5 電子データで提出するものは、Microsoft Office で閲覧が可能な形式としてください。
- 6 本件に係る公募の手續、甲との協議及び提出物に使用する言語は日本語に限ります。
- 7 審査の結果については、電子メールにより通知を行う予定です。審査の内容についてはお答えしません。
- 8 その他疑義が生じた場合は、甲と協議するものとします。

VII 連絡先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎5階北

東京都建設局公園緑地部公園課（公園企画担当）

（代表電話）03-5321-1111（都庁内線）41-261

（直通電話）03-5320-5376

Eメール S0000381@section.metro.tokyo.jp